

自衛隊による新型コロナウイルス感染症への対応

— 自衛隊の災害派遣等における活動と今後の課題 —

水間 紘史

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 自衛隊の災害派遣に係る法令等に基づく枠組み
3. 新型コロナウイルス感染症に対する自衛隊の活動
4. 自衛隊の活動等に生じた主な影響
5. 今後の主な課題

1. はじめに

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自衛隊は、帰国した邦人等の救援に係る災害派遣、水際対策強化に係る災害派遣、市中感染対応に係る災害派遣等を実施したほか、自衛隊中央病院等における陽性患者の受入れ等を行った。

一方、新型コロナウイルス感染症は、自衛隊の海外における活動や訓練、防衛協力等にも影響を及ぼした。

そこで、本稿においては、自衛隊の災害派遣に係る法令等に基づく枠組みを概観した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた自衛隊の活動、自衛隊の活動等に生じた主な影響を紹介するとともに、今後の課題となり得る点についても言及することとした。なお、肩書はいずれも当時のものである。

2. 自衛隊の災害派遣に係る法令等に基づく枠組み

自衛隊法第83条第1項においては、「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と規定されている。また、同条第2項においては、「防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがない

と認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。」と規定されている。

このように、自衛隊の災害派遣は、災害に際して人命又は財産の保護のために必要がある場合に、都道府県知事等の要請に基づき、事態やむを得ない場合において、自衛隊の部隊等を救援のために派遣するものである。この「事態やむを得ない場合」については、①公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること）、②緊急性（差し迫った必要性があること）、③非代替性（自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと）の3点を総合的に勘案して判断されるものとされており¹、自衛隊の災害派遣は緊急的・一時的な支援と位置付けられている。これらの原則は、新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣においても確認されている²。

また、同条第2項ただし書において規定されている、都道府県知事等からの「要請を待ついとまがないと認められるとき」の災害派遣（以下「自主派遣」という。）については、①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること、②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること、③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること、④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められることの4つが実施の判断に係る基準とすべき事項として挙げられている³。

3. 新型コロナウイルス感染症に対する自衛隊の活動

（1）在留邦人帰国のためのチャーター機への看護官派遣

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による中国湖北省武漢市の都市封鎖を受けて、現地にチャーター機を派遣し、在留邦人を帰国させることを決定し、2020年1月28日の第1便から2月17日の第5便まで5回の邦人輸送を行った。

このうち、チャーター機第2便以降第5便まで、自衛隊中央病院（後述）の看護官が1便当たり2名ずつ乗り込み、機内における検疫作業や健康チェックの支援を実施した。防衛省は、「機内でのオペレーションが、その後の活動に活かした」としている⁴。

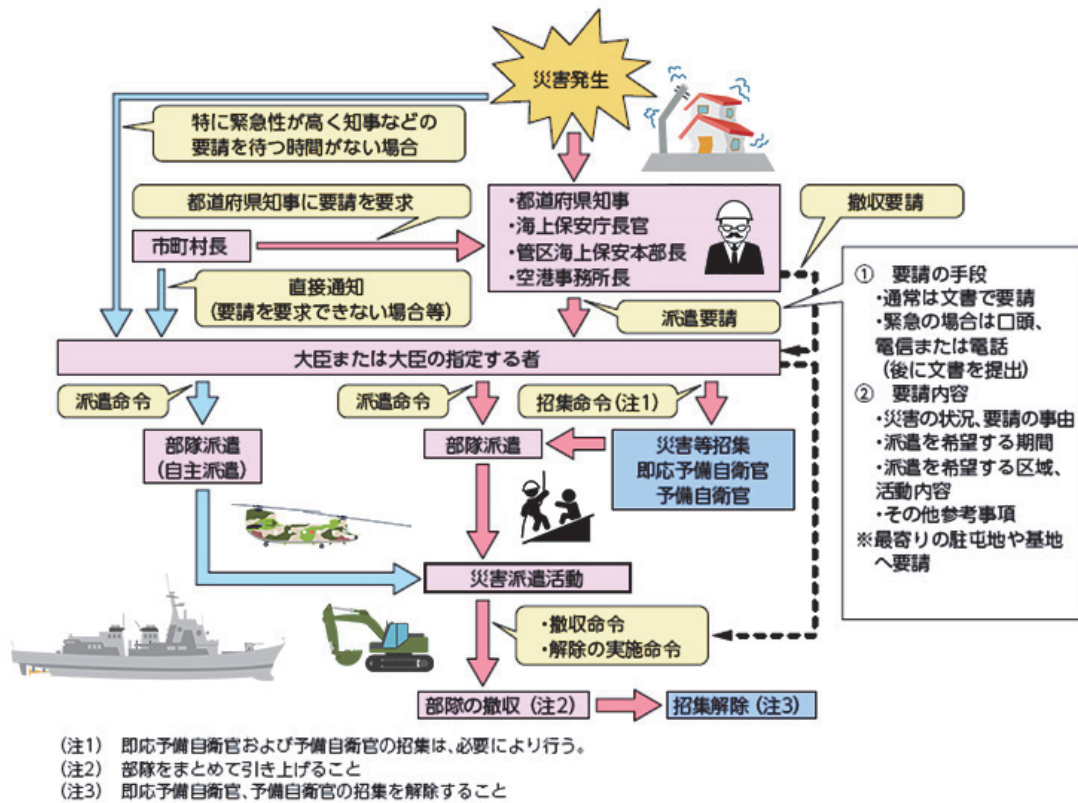
¹ 第180回国会衆議院災害対策特別委員会議録第5号9～10頁（2012.3.16）等

² 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医政局長・健康局長）・防衛省統合幕僚監部総括官「新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による支援要請を行う場合の調整要領について」（2020.7.28）2頁

³ 防衛省「防衛省防災業務計画」（2018.6.29）7～8頁

⁴ 防衛省「新型コロナウイルス感染拡大を受けた防衛省・自衛隊の取組 更新版」（2020.5.18）10頁
<<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2020/covid/siryu2.pdf>>（本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日はいずれも2020年9月11日である。）

図 自衛隊による災害派遣の流れ



(出所) 防衛省ホームページ<<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/about.html>>

(2) 帰国邦人等の救援に係る災害派遣

2020年1月31日、河野防衛大臣は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国した邦人等の救援に係る災害派遣の実施を命じた。この災害派遣については、特に緊急に対応する必要があり、かつ、特定の都道府県知事等に全般的な状況を踏まえた自衛隊の派遣の要否等に係る判断に基づく要請を期待することは無理があつて、要請を待っている間は遅きに失すと考えられたことから、自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する「自主派遣」とされた⁵。

本命令を受け、自衛隊は、防衛省がPFI契約をしている民間船舶「はくおう」を帰国した邦人等の一時滞在場所として活用することとし、同日、「はくおう」は定係港である兵庫県相生港を出港し、海上自衛隊横須賀基地に接岸した。また、2月1日からは、帰国した邦人等の一時滞在施設とされた税務大学校（埼玉県）、国立保健医療科学院（同左）及び税関研修所（千葉県）に陸上自衛隊対特殊武器衛生隊⁶を始めとする陸上自衛隊の衛生科部隊の隊員約40名を派遣し、生活支援（食事・物資の配布等）を行った。

⁵ 防衛省『令和2年版防衛白書』275頁

⁶ 対特殊武器衛生隊は、使用された生物剤の特定（同定）、生物剤感染患者の応急治療等を任務とする陸上自衛隊陸上総隊隷下の衛生科部隊であり、2個対特殊武器治療隊を中心に編成されている（陸上自衛隊三宿駐屯地（東京都）に所在）。2009年の新型インフルエンザの流行に際し検疫支援活動を行ったほか、2011年の東日本大震災に際し、福島第一原子力発電所において、自衛隊員の被ばく量管理等を行った。

2月3日に横浜港に帰港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」(乗員・乗客約3,700名)において感染者が確認されたことを受け、自衛隊は、2月6日から同クルーズ船に対する医療支援(診察、薬の処方等)、PCR検査のための検体採取、生活支援(生活物品等の搬入や仕分け)、船内の共同区画の消毒、輸送支援等を開始した。2月13日には、活動の長期化・医療ニーズの増加が予想されることを踏まえ、医師・看護師等の資格を有する予備自衛官の招集命令が発せられた。また、防衛省は、「はくおう」を横浜港に停泊させ、隊員の活動・宿泊拠点として活用することとした(2月15日からは新たに民間フェリー「シルバークイーン」をチャーターして2隻を活動拠点として活用)。

3月1日、乗客全員が「ダイヤモンド・プリンセス号」を下船したことを受け、自衛隊は、同船に対する支援を終了した(延べ約2,700名(医療支援約700名、生活支援約1,300名、輸送支援約300名、統合現地調整所約400名)の隊員が活動⁷⁾)。また、3月8日、税務大学校等における全ての滞在者の経過観察の終了を受け、帰国した邦人等の一時滞在施設における生活支援を終了した。災害派遣任務を終えた隊員は順次PCR検査を受け(全員が陰性)、3月15日までに全参加隊員の経過観察が終了したことから、河野防衛大臣は、3月16日、帰国邦人等の救援に係る災害派遣を終結する命令を発出した。本災害派遣における現地活動人員は延べ約8,700名、後方活動人員⁸⁾を含めると延べ約2万名となった。

(3) 水際対策に係る災害派遣

2020年3月28日、河野防衛大臣は、他国からの入国・帰国者に係る水際対策を強化するとの方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の強化に係る災害派遣の実施を命じた。この災害派遣についても、自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する「自主派遣」とされた⁹⁾。

本命令を受け、自衛隊は、医官・看護官等による空港(成田、羽田)における検疫支援(PCR検査のための検体採取)、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国・入国者の空港(成田、羽田、関西、中部)から宿泊施設への輸送支援、宿泊施設に滞在する帰国・入国者への生活支援(食事の配分等)等を行った。

5月31日、自衛隊が実施してきた支援の厚生労働省や民間事業者への移管を受け、河野防衛大臣は、水際対策強化に係る災害派遣を終結する命令を発出した。本災害派遣における現地活動人員は延べ約8,700名、後方活動人員を含めると延べ約1万3,400名となった。

(4) 市中感染対応に係る災害派遣等

これら「自主派遣」としての災害派遣に加え、2020年4月以降、自衛隊は、新型コロナウイルス感染症に対する市中感染拡大防止のため、都道府県知事からの要請を受けて、これまでに31都道府県において災害派遣を実施した。その多くは自治体職員、民間宿泊施設従業員等に対する感染防護教育の支援であり、これまでに、自衛隊が各都道府県において

⁷⁾ 前掲脚注4、11頁

⁸⁾ 整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員など。

⁹⁾ 前掲脚注5、276頁

実施した教育支援の被教育者数は延べ約 2,000 人となっている（8 月 22 日現在）。また、PCR 検査のための検体採取の支援、CT 車の派遣による医療支援等も実施されている。

なお、長崎県の岸壁において係留中に集団感染が発生したクルーズ船「コスタ・アトランティカ号」（乗員約 620 名）に対する医療支援等については、長崎県知事からの要請に基づく災害派遣として実施された。

また、全国的にマスクの流通が滞っている状況を受け、防衛省は、3 月 11 日から 12 日にかけて、備蓄していた約 155 万枚のマスクのうち、初動に必要な在庫として 50 万枚を確保した上で、3 週間後に返納するという条件で、100 万枚を厚生労働省に拠出した¹⁰（4 月 2 日に拠出量と同数のマスクが返還された¹¹）。

（5）自衛隊の病院における対応

自衛隊の病院は、隊員等の診療、医療従事者の教育、医療等の衛生に関する調査研究を行う機関であり、有事においては、戦闘行為により負傷した隊員又は作戦行動中に疾病にかかった隊員を診療するという任務を有している。現在、陸・海・空各自衛隊の共同の機関として、陸上自衛隊三宿駐屯地（東京都）に所在する自衛隊中央病院に加え、各地区に 15 の自衛隊地区病院が置かれている。このほか、防衛医科大学校に置かれている病院として防衛医科大学校病院が存在する。

自衛隊中央病院、自衛隊地区病院（札幌、横須賀、阪神、福岡、熊本）及び防衛医科大学校病院においては、これまでに、430 名の新型コロナウイルス感染症の陽性者を受け入れた（2020 年 5 月 31 日時点）¹²。このうち、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における感染者を受け入れた自衛隊中央病院においては、徹底した感染予防策に加え、17 か国・地域に及ぶ多様な国籍の患者に配慮した措置が採られた（通訳、Wi-Fi ルーターの設置、病院食の工夫等）。また、同病院において、患者 104 名の症例を分析した結果、CT 検査の有効性等が確認され、3 月 19 日に分析結果が公表されている¹³。

また、自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院においては、4 月 10 日から、「アビガン錠¹⁴」の新型コロナウイルス感染症に関する治験が行われている¹⁵。

（6）新型コロナウイルス感染症に対応した自衛官の処遇

防衛省は、水際対策、市中感染等の新型コロナウイルス感染症への対応に当たった隊員に対して、感染の可能性や精神的緊張度が高く、危険性や困難性が通常の災害派遣活動を超えると判断し、2020 年 3 月 18 日、改正防衛省職員給与法施行令が公布・施行され、通常の災害派遣手当（日額 1,620 円～3,240 円）の特例として、日額 4,000 円又は 3,000 円

¹⁰ 河野防衛大臣記者会見（2020.3.6）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0306a.html>〉及び同記者会見（2020.3.13）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0313a.html>〉

¹¹ 河野防衛大臣記者会見（2020.4.3）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0403a.html>〉

¹² 前掲脚注 5、454 頁

¹³ 前掲脚注 4、21～22 頁

¹⁴ 日本の製薬会社が開発した抗インフルエンザ薬。

¹⁵ 『朝雲』（2020.4.23）

の特別手当が支給されることとなった¹⁶。6月5日には、自衛隊の病院において新型コロナウイルス感染症の対応に当たっている医官・看護官等に対し、日額4,000円又は3,000円の特別手当が支給されることが公表された¹⁷。

また、同日、新型コロナウイルス感染症に対応した隊員約4,000名（医療従事者、衛生隊、司令部要員、生活支援要員、水際対策要員、後方要員等）を対象に、感染リスクの高い任務を遂行したことをねぎらうため、勤勉手当（ボーナス）を増額支給（5万円～15万円程度）することも公表された¹⁸。

4. 自衛隊の活動等に生じた主な影響

（1）海外における自衛隊の活動への影響

現在、自衛隊は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動及び中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動のため、艦艇及び哨戒機を派遣しているほか、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）及び多国籍部隊・監視団（MFO）にそれぞれ司令部要員を派遣している。これらの活動に派遣される要員や装備は、定期的に交代することとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その交代時期等に影響が生じている。

2020年5月10日、中東地域における情報収集活動のため出港した第2次部隊（護衛艦「きりさめ」）は、出港後2週間日本近海で訓練を行い、その間にPCR検査を実施し、乗組員に感染者がいないことを確認した上で¹⁹、中東に向けて移動を開始し、6月9日に任務を開始した。8月30日に出港した第3次部隊（護衛艦「むらさめ」）については、出港直後に実施したPCR検査の結果、隊員1名に新型コロナウイルスの陽性反応が確認された²⁰ことを受け、横須賀基地に帰投し、濃厚接触者16名を含む全乗組員に対し再度PCR検査を実施したところ、全乗組員の陰性が確認された。今後、乗組員の健康観察を行った上で、9月16日に出港し、10月前半に「きりさめ」と交代し活動を開始する予定である²¹。なお、防衛省は、「むらさめ」の派遣が延期されたことについて、「きりさめ」が活動を継続するため、現地での任務に影響はないとしている²²。

また、中東地域においても新型コロナウイルス感染症が拡大する中、港によっては区画を設けて、他者と接触をせず運動することが認められているところもあるが²³、一方で上陸できない港もあり、乗組員はこれまでのように寄港するたびに上陸をして休養を取ることができない状況にあるとされている²⁴。

¹⁶ 『朝雲』（2020.3.26）

¹⁷ 河野防衛大臣記者会見（2020.6.5）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0605a.html>〉

¹⁸ 同上

¹⁹ 河野防衛大臣記者会見（2020.5.8）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0508a.html>〉

²⁰ 防衛省統合幕僚監部「派遣情報収集活動水上部隊「むらさめ」乗組員の新型コロナウイルス陽性反応の確認について」（2020.9.1）〈https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200901_02.pdf〉

²¹ 防衛省統合幕僚監部「派遣情報収集活動水上部隊「むらさめ」の出港について」（2020.9.11）〈https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200911_01.pdf〉

²² 『週刊 WING』（2020.9.9）

²³ 第201回国会衆議院安全保障委員会議録第5号7頁（2020.6.16）

²⁴ 第201回国会参議院外交防衛委員会議録第11号4頁（2020.5.12）

哨戒機の派遣については、通常、機体と要員は同時に交代するが、哨戒機の部隊が拠点
を置くジブチ政府が感染拡大防止のため入国を制限したため、4月下旬に整備のため機体
のみを先に交代させた²⁵。要員の交代については、ジブチ政府との調整の結果、7月上旬
に要員の交代を行うこととなった²⁶（要員は日本とジブチで各2週間待機²⁷）。なお、9月
下旬には機体と要員を同時に交代させる体制に戻る予定である²⁸。

UNMISSについては、国連が各国に対し要員の交代を6月30日まで中断するよう要請し
ていたが、7月以降交代が可能とされたことを受け、8月27日に交代要員2名が日本を出
発した²⁹。また、MFOについては、エジプト政府との調整の結果、交代要員2名が6月
15日にカイロに到着後、2週間待機した上で、シナイ半島のシャルム・エル・シェイクに
所在する司令部に移動し、任務を引き継ぐこととなった³⁰。

（２）教育訓練等への影響

2020年4月17日、河野防衛大臣は、緊急事態宣言の発出期間中における防衛省の教育
訓練と勤務態勢の方針に関する大臣指示を発出し、複数の部隊等が集合して行う教育訓練
については、当面の間、実施を控えること、駐屯地・基地等の人員の半数を超える教育訓
練については、原則として中止又は延期することとした³¹。ただし、自衛隊の即応性を維
持する観点から、同一の駐屯地・基地等の同一部隊、個々の艦艇による教育訓練、艦艇・
航空機等を使用した教育訓練など、他の部隊等の隊員との接触がないものについては、各
部隊長等の判断により、継続して実施することとした³²。このほか、警戒監視、災害派遣
等の任務遂行は万全を期すとともに、出勤する職員が各機関の職員の半数を超えることが
ないよう、交代制勤務の実施に取り組むこととした³³。

その後、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、防衛省は、「防衛省・自衛隊の活動に関
する方針」を発出し、教育訓練については、密閉・密集・密接の「3つの密」を避け、マ
スク着用やアルコール消毒等を行いながら、創意工夫して練度の維持・向上に努めること、
勤務態勢については、在宅勤務、時差出勤、交替制勤務を引き続き適切に行うことなどを
明示した³⁴。

一方、他国との共同訓練については、新型コロナウイルス感染症対応に関して各国政府

²⁵ 河野防衛大臣記者会見（2020.4.21）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0421a.html>〉及び防衛省
統合幕僚監部「派遣海賊対処行動航空隊の機体交代について」（2020.4.21）

〈https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200421_02.pdf〉

²⁶ 防衛省統合幕僚監部「派遣海賊対処行動航空隊の要員交代について」（2020.6.9）

〈https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200609_01.pdf〉

²⁷ 河野防衛大臣記者会見（2020.6.9）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0609a.html>〉

²⁸ 防衛省統合幕僚監部「派遣海賊対処行動航空隊の要員交代について」（2020.9.1）

〈https://www.mod.go.jp/js/Press/press2020/press_pdf/p20200901_01.pdf〉

²⁹ 『朝雲』（2020.9.3）

³⁰ 内閣府国際平和協力本部事務局「多国籍部隊・監視団（MFO）第2次司令部要員のカイロ到着について」（2020.6.15）〈http://www.pko.go.jp/content/20200615_mfo.pdf〉

³¹ 河野防衛大臣記者会見（2020.4.21）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0421a.html>〉

³² 同上

³³ 河野防衛大臣記者会見（2020.5.8）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0508a.html>〉

³⁴ 『朝雲』（2020.6.4）

の方針が示され、各国の国防省又は各国軍がそれに準じる対応を取った結果として、共同訓練等が中止³⁵又は延期³⁶されており、防衛交流の低調化が懸念されていた。その後、新型コロナウイルス感染症への必要な対策を行った上で共同訓練が実施されることとなり、日米共同訓練³⁷を始め、シンガポール³⁸、インド³⁹、フィリピン⁴⁰、オーストラリア⁴¹、カナダ⁴²等との共同訓練が実施されたほか、8月には、海上自衛隊の護衛艦が米海軍主催の多国間共同訓練「RIMPAC2020」に参加した。

(3) 防衛協力等への影響

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年4月5日に開催が予定されていた日・太平洋島嶼国国防大臣会合(JPIDD)が延期され、防衛大臣と各国の防衛担当閣僚との会談等も延期・中止となるなど、防衛協力への影響も生じている。

こうした中、河野防衛大臣は、各国の防衛担当閣僚とのテレビ・電話会談を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症に対する自衛隊の取組について説明するとともに、新型コロナウイルスの世界的拡大を踏まえた防衛当局の役割や二国間の防衛協力・交流等について意見交換を行った。いずれの国とも、防衛当局として感染症対策を行う中で得られた情報・教訓・知見を共有していくこと、防衛当局の役割等の観点から、現状を踏まえた脅威認識や感染症の拡大が各国の防衛政策に与え得る影響に関する認識を共有していくことの必要性、防衛当局間のコミュニケーションを継続するとともに、防衛協力・交流を引き続き強力に推進していくこと等について一致したとされている⁴³。

5. 今後の主な課題

(1) 災害派遣の在り方

先述のとおり、災害派遣の実施に当たっては、公共性・緊急性・非代替性が勘案されることとなる。この点について、国会においては、新型コロナウイルス感染拡大により訓練が縮小・延期・中止される中、自衛隊でなければ対応できない事態と、行政や民間事業者等による対応が望ましい事態との線引きを明確にするべきではないかとの指摘がなされた。河野防衛大臣は、教育支援、輸送支援等を一週間行った後、民間の事業者等が感染防止のための防護を行うことができることを確認し、業務を引き継いで撤収するという形式で行っており、初動は自衛隊が対応することで民間事業者等の感染リスクを低減させることが

³⁵ 河野防衛大臣記者会見 (2020. 3. 19) <<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0319a.html>>

³⁶ 日印防衛相電話会談について (2020. 5. 8)

<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/asia/india/docs/20200508_j-india_gaiyo.html>

³⁷ 日米共同訓練について (2020. 4. 3) <<https://www.mod.go.jp/msdf/release/202004/20200403-1.pdf>>等

³⁸ シンガポール海軍との親善訓練について (2020. 6. 23)

<<https://www.mod.go.jp/msdf/release/202006/20200623.pdf>>

³⁹ 日印親善訓練について (2020. 6. 28) <<https://www.mod.go.jp/msdf/release/202006/20200628.pdf>>

⁴⁰ 日比共同訓練について (2020. 7. 20) <<https://www.mod.go.jp/msdf/release/202007/20200720.pdf>>

⁴¹ 豪海軍との共同訓練 <<https://www.mod.go.jp/msdf/operation/training/src/2020/32.html>>

⁴² カナダ海軍との共同訓練 <<https://www.mod.go.jp/msdf/operation/training/src/2020/33.html>>

⁴³ 防衛省「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組 各国防衛担当大臣との意見交換」

<<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/2020/covid/index.html>>

できている旨答弁した⁴⁴。

また、自衛隊が感染症対策のための災害派遣を行う意義について問われた河野防衛大臣は、感染症の蔓延防止については、自然災害への対応と同様に、やむを得ないと認められる場合には災害派遣の対象となるとの見解を示し、これまでは豚熱（豚コレラ）、鳥インフルエンザ等、動物の感染症に対して災害派遣を行ってきたが、今回は人間の感染症であり、特に人命を守るために、より災害派遣を行う必要性が高いとの考えを示した⁴⁵。また、河野防衛大臣は、チャーター便への看護官派遣や、クルーズ船における支援等については、都道府県知事による行政の範疇とは言い難い中、自衛隊が、自律的に動ける組織という強みを活かして、政府全体の取組に貢献することができたとの評価を示した⁴⁶。

内閣府が2018年1月に実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」によると、自衛隊に期待する役割として災害派遣を挙げた者の割合が79.2%と最も高く⁴⁷、国民の多くは、自衛隊に対し災害時の救援活動や緊急の患者輸送等を期待していることがうかがえる。他方、日本周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、自衛隊には、防衛・警備に係る万全の体制を採ることも求められている。自衛隊の主たる任務が国の防衛であることを踏まえた、自衛隊の災害派遣の在り方についての更なる議論が求められよう。

（2）自衛隊の装備・能力

防衛省は、2020年度第1次補正予算において、自衛隊病院における感染者の受入れ等に対応するための人工呼吸器や陰圧設備の整備、感染者等の輸送に必要となる救急車や機動衛生ユニット（航空自衛隊の輸送機に搭載し、機内での患者の治療、搬送を可能にする設備）の整備、新型コロナウイルス感染症対応に必要な防護服等の衛生用消耗品等の整備、要隔離者の受入れにも活用できる外来者用の隊舎の整備等に係る経費を計上した。また、2020年度第2次補正予算においては、感染症対処能力の更なる向上のためのCT診断車やPCR検査機器、感染症患者搬送用器材の整備、自衛隊における感染症拡大の防止のためのサーモグラフィーの整備や隊舎の衛生環境の改善等に係る経費を計上した。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応において活用された医官・看護官といった自衛隊内の医療関係者や対特殊武器衛生隊を始めとする衛生部隊に加え、NBC（核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical））兵器への対応を担う化学科部隊⁴⁸も含め、有事における対処も見据え、自衛隊の生物剤への対処能力の向上が求められる。

また、医官の充足率の向上も課題となる。医官については、2019年3月31日現在、定

⁴⁴ 第201回国会参議院予算委員会会議録第18号18頁（2020.4.30）

⁴⁵ 第201回国会衆議院安全保障委員会会議録第2号3～4頁（2020.4.2）

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/2-4.html>〉

⁴⁸ 例えば、陸上自衛隊陸上総隊隷下の化学科部隊である中央特殊武器防護隊（陸上自衛隊大宮駐屯地（埼玉県）に所在）は、NBC兵器への対応のほか、CBRN（NBCに放射能（Radiological）を加え、使用される蓋然性の高い順に並べた概念）テロへの対処、原子力災害派遣を含めた災害派遣への対応を行っており、防護装備、除染装置等を用いてNBC兵器等に対処する（中央特殊武器防護隊「中特防パンフレット」〈<https://www.mod.go.jp/gsd/crf/chutokubou/cnbc/pam/pam.pdf>〉）。前身である第101化学防護隊は、1995年の地下鉄サリン事件において地下鉄駅構内及び地下鉄車両の除染を行ったほか、1999年の東海村臨界事故において除染施設を開設した等の実績がある。

員 1,100 名に対して、現員 939 名となっている⁴⁹。防衛省は、医官の充足率が 9 割に満たない原因は医官の離職にあり、その主な理由として「医師としての研修・診療機会の不足」が挙げられると分析しており、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症や救急医療を始めとした専門的な知識・能力の取得・向上、モチベーションの向上など、離職を防止するための様々なキャリアを想定した各種施策を継続して講じることで医官の充足向上を図りつつ、医療技術の練度を維持・向上させているとしている⁵⁰。

(3) 病院船をめぐる議論

病院船（災害時多目的船）については、1995 年の阪神・淡路大震災、2011 年の東日本大震災等の大規模災害の発生を契機として、その保有に関する議論が行われてきた⁵¹。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国会においては、病院船を保有すべきではないかとの指摘がなされた。加藤厚生労働大臣は、病院船の配備の在り方について、「加速的に検討していく必要がある」との認識を示した⁵²。2020 年度第 1 次補正予算（内閣府所管）においては、病院船の活用に関する検討経費として 7,100 万円が計上された。

病院船保有の利点としては、災害時、被災状況によっては既存の医療施設のみでは大量に発生した傷病者に医療行為を適切に行うことが困難となる、あるいは、医療施設が被災して使用できない等の事態が生じた場合において、陸上の医療施設を補完する役割を担うことができる点が挙げられる⁵³。

課題としては、総合型病院船であれば 2 隻で最大 700 億円とされる高額な建造費、年間 50 億円とされる維持・運用費⁵⁴のほか、船舶要員、医療スタッフ等、運用に必要となる人員の確保が挙げられる⁵⁵。また、船内で感染症の治療を行う場合、感染拡大が発生しやすいとの指摘もある⁵⁶。さらに、感染症に備えて病院船を保有する場合、患者を隔離する個室を多く用意する等の、一般的な病院船と異なる仕様を求められ、感染症対応以外の用途における幅広い活用が困難になる可能性があるとの指摘がある⁵⁷。

米国、ロシア及び中国においては、海軍が病院船を運用しており⁵⁸、我が国が病院船を保有する場合、海上自衛隊が運用の主体となることが考えられるが、海上自衛隊の態勢の現状を踏まえ、政府全体として病院船保有に係る望ましい在り方を見極める必要がある。

(みずま ひろし)

⁴⁹ 朝雲出版社『防衛ハンドブック 2020』208 頁

⁵⁰ 前掲脚注 5、455 頁

⁵¹ 2012 年以前の病院船をめぐる議論については、矢嶋定則「「病院船」をめぐる 20 年の論議」『立法と調査』No. 331 (2012. 8) 2 頁を参照されたい。

⁵² 第 201 回国会衆議院予算委員会議録第 11 号 2～3 頁 (2020. 2. 12)

⁵³ 内閣府『災害時多目的船（病院船）に関する調査・検討報告書』（2013. 3）21 頁

⁵⁴ 前掲脚注 53、73 頁

⁵⁵ 前掲脚注 53、44～45 頁

⁵⁶ 『日本経済新聞電子版』（2020. 5. 1）

⁵⁷ 『読売新聞』（2020. 6. 6）

⁵⁸ 前掲脚注 53、16 頁